

にくPAY利用規約

第1章 定義、総則

(総則)

第1条 本規約は、都城市（以下「当市」といいます。）が発行する本規約第2条第2号に定めるにくPAYの利用に関するサービスである「にくPAYサービス」（以下「本サービス」といいます。）につき、その利用に当たって適用される利用条件について定めるものです。本サービスを利用する場合、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいた上で、第2条第3号に定めるにくPAYアカウントを開設し、本サービスをご利用いただくものとします。

(定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。なお、本規約内で別途定義される場合があります。

- (1) 「加盟店」とは、にくPAYによる決済を受け入れる、当市との間で当市所定の加盟店申し込みをし、当市の承認を得たものをいいます。
- (2) 「にくPAY」とは、当市が発行する、にくPAYアカウントにおいて保有され、にくPAYアカウント保有者が加盟店で商品やサービス等の代金等の決済のために使用することができる電子マネーをいいます。なお、にくPAYの1ポイントは1円に相当します。
- (3) 「にくPAYアカウント」とは、当市所定の手続を経て開設される、本サービスにおいてにくPAY保有者に割り当てられた固有のアカウントをいいます。
- (4) 「にくPAYアカウント保有者」とは、にくPAYアカウントを保有する利用者をいいます。
- (5) 「にくポイント」とは、当市が指定するサービスに係る景品若しくは特典として、又は本サービスにかかる対象商品等の代金決済その他当市若しくは加盟店が別途定める特定の行為（以下「ポイント付与対象行為」といいます。）に対する景品若しくは特典として、当市がにくPAYアカウント保有者に付与するポイントをいいます。
- (6) 「対象商品等」とは、加盟店において販売される商品及び提供されるサービス等のうち、にくPAYによる決済が認められたものをいいます。

第2章 にくPAYの利用について

(にくPAYアカウント)

第3条 本サービスは、日本の通信キャリア又はWi-Fiが利用できる端末向けサービスです。これ以外の端末でのご利用は原則としてできません。なお、本サービスをご利用できない機種端末もあります。

2 にくPAYアカウント保有者が登録する情報は、すべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、登録された情報に変更があった場合、にくPAYアカウント保有者は、第24条に従い、速やかにこれを変更後の内容に修正しなければなりません。

3 にくPAYサービスに関する一切の権利は、にくPAYアカウント保有者に一身専属的に帰属します。にくPAYアカウント保有者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与又は相続させることはできません。

(にくPAYアカウントの開設等)

第4条 本サービスを利用しようとする者は、当市所定の方法によりにくPAYアカウントを開設し、にくPAYアカウント保有者となる必要があります。なお、一人が同時に複数のにくPAYアカウントを保有することはできないものとします。

2 当市は、前項のにくPAYアカウントの開設を承認する場合、当該申請者をにくPAYアカウント保有者と認め、当市所定の方法により、本サービスを提供するための当市システム（第14条に定義します。）ににくPAYアカウントを開設します。

3 当市は、当市の裁量により、にくPAYアカウントの開設を承認しないことができます。この場合、にくPAYアカウントの開設の承認申請を行った者に対し不承認の理由の説明その他何らの義務及び責任を負いません。

4 第2項に基づきにくPAYアカウント保有者となった者は、にくPAYアカウントの開設の際に入力したメールアドレスやパスワード等を厳格に管理し、第三者その他のアカウントにアクセスする正当な権限を有さない者にこれを利用してはならず、かつ、その盗用その他の不正使用を防止する措置を自らの責任において行うものとします。

5 未成年者がにくPAYアカウントを開設するためには、にくPAYアカウントを開設すること及び本規約に従って本サービスを利用し、にくPAYの購入その他一切の処分行為を行うことについて、事前に親権者の包括的な同意を得るものとしま

す。当該未成年者は、当市から親権者に対し、同意の確認の連絡をする場合があることにあらかじめ同意するものとします。

- 6 当市が受信したパスワードにつき当市所定の照合を行い、正しいものと確認して取り扱った場合、当該確認後ログアウトまでの一連の通信は全てにくPAYアカウント保有者として正当な権限を有する者により行われたものとみなし、当市は、不正使用その他の事故等により生じた損害について一切責任を負わないものとします。また、アカウント情報が不正利用されたことにより当市に損害が生じた場合、当該アカウントを保有するにくPAYアカウント保有者は当該損害を賠償するものとします。

(にくPAYによる決済)

第5条 にくPAYアカウント保有者は、にくPAYを、1ポイントを1円相当額として加盟店における対象商品等の代金の決済に利用できるものとします。

- 2 次に定める事項については、にくPAYによる決済は利用できません。

- (1) 現金との換金、金融機関への預入れ
- (2) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- (3) 商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 株式・先物・宝くじなどの金融商品
- (5) たばこの支払
- (6) 次に掲げる取扱店舗の収入にならないものに対する支払
 - ア 振込用紙での支払
 - イ インターネット、通販等での買物に対する支払
 - ウ チケット（コンサートチケット、航空券等）代の支払
- (7) ボートレース、パチンコ等遊興娯楽費の支払
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第1項第1号を除く。）に規定する風俗営業に関わる支払
- (9) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払
- (10) 国や地方公共団体への支払及び公共料金等の支払
- (11) 生命保険料・損害保険料等の保険料の支払
- (12) 前各号に掲げるもののほか市が指定するもの

- 3 にくPAYアカウント保有者は、対象商品等の代金等の決済をするときににくPAYでの決済を希望する場合、当市所定の方法でにくPAYによる決済を指定するものとします。にくPAYアカウント保有者は、自己の端末上における決済操作に先立ち、自己の端末上に決済先及び金額の確認画面を表示させた上、加盟店に対して提示するものとします。また、にくPAYアカウント保有者は、決済完了時に自己の端末上に表示される決済完了画面を加盟店に対して提示するものとします。
- 4 前項の規定にしたがって決済操作のなされた対象商品等の代金等の金額が、決済を行うにくPAYアカウント保有者のにくPAYアカウントに記録されたにくPAYの残高の範囲内である場合、当市は、当該残高から対象商品等の代金等に相当する額のにくPAYを減算します。当該減算がなされ、かつ当該減算相当額が加盟店に計上された時点で、にくPAYアカウント保有者は、加盟店に対する対象商品等の代金等の支払義務を免れるものとします。
- 5 前項の定めにかかわらず、第3項に基づきにくPAYによる決済が指定された場合において、対象商品等の代金等に相当する額がにくPAYの残高を超過するとき（以下その差額を「超過金額」といいます。）、にくPAYアカウント保有者は、超過金額を現金その他の方法で加盟店に対して支払うものとします。
- 6 当市は、にくPAYアカウント保有者と加盟店との間の対象商品等又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲介人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関し、いかなる法的責任も負わないものとします。にくPAYを利用した取引に債務不履行、返品、瑕疵その他の事由に基づく問題が生じた場合であっても、当市はにくPAYの返還を行う義務を負わず、にくPAYアカウント保有者と加盟店との間で解決するものとします。

（にくPAYの譲渡禁止）

第6条 にくPAYは、第三者（他のにくPAYアカウント保有者を含みますが、これらに限りません。）に対して、有償無償を問わず、譲渡することはできません。

（にくPAYの残高確認方法）

第7条 にくPAYアカウント保有者は、本サービス内の残高確認画面（以下「残高確認画面」といいます。）において、にくPAYの残高を確認することができます。

- 2 システムの不備その他の理由により、にくPAYアカウント保有者が使用したにくPAYが即時にその保有残高から引き落とされない結果、残高確認画面において

表示されるにくPAYの残高と当該にくPAYアカウント保有者の実際の保有残高が異なることがあります。

(取引制限)

第8条 当市は、第5条第2項に違反することとなるようなくPAYを利用した取引について制限、停止及び取消をすることができるものとします。

(にくPAYの有効期限、にくPAYアカウントの閉鎖)

第9条 にくPAYの有効期限は、令和4年1月31日までとし、有効期限を過ぎた未使用のにくPAYは消滅するものとし、その後の利用又は払戻を受けることはできないものとします。

2 にくPAYアカウント保有者は、当市所定の方法により自らのにくPAYアカウントを閉鎖することができます。また、当市は、特定のにくPAYアカウント保有者が第12条に列挙する事由に該当する場合、当該にくPAYアカウント保有者のにくPAYアカウントを閉鎖することができます。閉鎖されるにくPAYアカウントににくPAYが残っている場合、当該残高に係るにくPAYは、にくPAYアカウントの閉鎖と同時に失効するものとします。

3 当市は、失効したにくPAYに相当する金額の返金を行わないものとします。

4 当市は、前項の措置により生ずるにくPAYアカウント保有者の損害について、一切の責任を負わないものとします。

(にくPAYアカウント保有者としての遵守事項)

第10条 にくPAYアカウント保有者は、以下の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令又は本規約及び本規約に付随して制定される特約、ガイドライン、マニュアル等（以下総称して「本規約等」という。）に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 現金の送金を目的として本サービスを利用する行為その他当市がショッピング枠の現金化を目的とすると判断する行為
- (4) 当市又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、肖像権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為
- (5) にくPAYアカウント保有者による本サービスの利用に関連して、にくPAYアカウント保有者自らが又は当市が法令上に基づく監督官庁等への届出、許認可等を要する行為

- (6) 当市又は当市の提供する商品若しくはサービスの社会的評価を低下させる行為
- (7) 本サービスの正常な提供又は運営を妨げる行為
- (8) 不正アクセス、有害なコンピュータプログラム等の送信、その他当市システムの正常な運用を妨げる行為
- (9) 他の人物又は企業その他の団体を名乗る行為
- (10) 他人のにくPAYアカウントを利用して本サービスを利用する行為
- (11) 商業用の広告、宣伝を目的とした行為
- (12) 選挙運動に関するあらゆる行為
- (13) マネーローンダリング目的でにくPAYアカウントを保有し、又はにくPAYアカウントをマネーローンダリングに利用する行為その他のマネーローンダリングに関するあらゆる行為
- (14) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協利行為
- (15) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
- (16) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為
- (17) 当市システムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、当市のシステムの不具合を意図的に利用する行為、その他当市による電子マネー事業の運営又は他のにくPAYアカウント保有者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為
- (18) 本サービスを提供する目的から逸脱した行為
- (19) 本サービスの利用を行わないよう誘因する行為
- (20) 前各号に定める他、当市がその裁量により不適當であるとみなす行為、また本サービスの運営方針に外れるとみなす行為

2 にくPAYアカウント保有者は、にくPAY又はにくPAYアカウントに関し、以下に記載することを行ってはなりません。

- (1) 不正な方法によりにくPAYを取得し、又は不正な方法で取得されたにくPAYであることを知って利用する行為
- (2) にくPAYアカウント又はにくPAYを偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造されたにくPAYであることを知って利用する行為

- (3) にくPAYを当市所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為
- (4) にくPAYの譲渡を受ける行為
- (5) 上記のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為

第3章 雑則

(本サービスの利用停止及び本サービス利用資格の取消)

第11条 にくPAYアカウント保有者は、本人が当市に届出をすることにより、にくPAYアカウント所有者による本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

2 当市は、にくPAYアカウント保有者が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしにくPAYアカウント保有者による本サービスの全部又は一部の利用を停止することができ、又はにくPAYアカウント保有者のにくPAYアカウントを削除することができるものとします。この場合、当市は、その理由を説明する義務を負わないものとします。

- (1) 法令又は本規約に違反したとき
- (2) にくPAYアカウント保有者が登録した情報が虚偽の情報であるとき
- (3) にくPAYアカウント保有者の登録した情報が既存の登録と重複しているとき
- (4) パスワードの入力に関して当市が判断する一定回数以上の入力ミスがあったとき
- (5) 当市所定の一定期間内に一定回数以上のログインがなかったとき
- (6) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき
- (7) 差押、仮差押その他の強制執行、強制競売又は滞納処分の申立てを受けたとき
- (8) 破産又は民事再生の申立てがあったとき
- (9) 決済事業者から、にくPAYアカウント保有者による本サービスの利用停止をさせるよう要請があった場合又はにくPAYアカウント保有者に対する決済サービスの提供停止措置がとられたとき
- (10) 本規約に基づく当市からにくPAYアカウント保有者への本人確認の求めに対して、当該にくPAYアカウント保有者が当市の指定した期限又は合理的な期

間が経過するまでに応じなかったとき

(11) 前各号の他、にくPAYアカウント保有者との取引継続を困難とする相当の事由が生じたとき

3 にくPAYアカウント保有者が前項各号（第4号及び第5号を除きます。）の事由のいずれかに該当した場合には、にくPAYアカウント保有者は、当市に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失うものとします。

4 当市は、にくPAYアカウント保有者につき第1項各号に定める事由が生じた可能性があるとして認めた場合、違法行為への関与が疑われる場合その他当市が必要と認める場合には、当該にくPAYアカウント保有者が関与する取引の停止又は解除その他の措置をとることができるものとします。

5 本条に定める措置は、当市のにくPAYアカウント保有者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

6 当市は、本条に定める措置によりにくPAYアカウント保有者に生じた損害につき一切責任を負わず、利息その他名目を問わず追加の金銭を支払わないものとします。

（反社会的勢力に関する表明等）

第12条 にくPAYアカウント保有者は、にくPAYアカウント保有者又はにくPAYアカウント保有者の役員が現在、次の各号に規定する者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを確約します。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）

(3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(4) 暴力団準構成員

(5) 暴力団関係企業

(6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団

(7) 前各号に定める者と密接な関わり（前各号に定める者がその経営を支配し又は経営に実質的に関与していると認められる関係、不当に前各号に定める者

を利用していると認められる関係、資金その他の便益提供行為をしていると認められる関係、その役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を含みますが、これらに限りません。)を有する者

(8) その他前各号に準じる者

2 にくPAYアカウント保有者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動(自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。)をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当市の信用を毀損し、又は当市の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準じる行為

3 当市は、にくPAYアカウント保有者が第1項の表明保証に関して虚偽の申告をなし、又は前各項の確約に違反したと判断した場合は、にくPAYアカウント保有者に何らの催告なく当市のサービス利用を停止し、本サービスを利用する資格を取り消すことができるものとします。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の措置にも準用するものとします。

(にくポイント)

第13条 当市は、随時当市が定める時期及び方法により、にくPAYアカウント保有者に対してにくポイントを付与します。

2 にくPAYアカウント保有者は、前項に基づき付与されたにくポイントにつき、本サービスにおいて1ポイントを1円相当額として対象商品等の代金等の決済に利用できるものとします。ただし、当市が別途本サービスにおいてにくポイントの利用条件を定めた場合には、当該定めに従うものとします。

3 にくPAYアカウント保有者は、にくポイントを、本サービスにおける対象商品等の代金等の決済以外の、現金、財物、にくPAYその他の経済的利益と交換することはできません。また、当市は、法令上必要な場合を除き、理由の如何を問わず、にくポイントの払戻を一切行いません。

4 にくPAYアカウント保有者は、令和4年1月31日を有効期限として、当該有効

期限まで、にくポイントを利用することができます。有効期間を過ぎた未使用のにくポイントは消滅するものとし、その後利用することはできないものとし
ます。

5 当市がにくPAYアカウント保有者ににくポイントを付与した後に、にくポイントの付与を取り消すことが適当であると当市が判断する事由があった場合、当市は、にくPAYアカウント保有者に付与されたにくポイントを取り消すことができるものとし
ます。

6 理由の如何を問わず、にくPAYアカウント保有者について、にくPAYアカウントが閉鎖された場合又は本サービスを利用する資格を喪失した場合には、当該にくPAYアカウント保有者が保有するにくポイントは全て失効し、以降利用し又は払戻を受けることはできないものとし
ます。

(当市システム)

第14条 当市は、本サービスを提供するための当市のシステム（以下「当市システム」といいます。）を構成するハードウェア、ソフトウェア及びデータベース、並びに当市システムにより表示されるWebサイト及びアプリケーション画面その他の画面等について、当市の裁量により自由にその仕様を変更することができるものとし
ます。

(本サービスの一時停止)

第15条 当市は、本サービスの運営又は当市システムの保守運用上の必要が生じた場合、システムに負荷が集中した場合、サービスの運営に支障が生じると当市が判断した場合、にくPAYアカウント保有者のセキュリティを確保する必要があると判断した場合その他当市の裁量により必要であると判断した場合には、にくPAYアカウント保有者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一定期間停止することができるものとし
ます。

2 天災地変、戦争、内乱、法令（日本及び日本以外の国又は地域の制定するものを含みます。以下同じ。）の改廃・制定、公権力の処分、経済情勢の著しい変動その他不可抗力により、本サービスの履行不能又は遅延が生じたときであって
も、当市は一切責任を負わないものとし
ます。

3 第1項の場合も、当市は、にくPAYアカウント保有者に対し、損害賠償等の責めを負わないものとし
ます。

(本サービスの終了)

第16条 当市は、当市の裁量により、にくPAYアカウント保有者への事前通知をすることなく、いつでも本サービスの全部又は一部を終了及び変更することができるものとします。

2 当市は、前項の本サービスの終了及び変更による損害について、にくPAYアカウント保有者及び第三者に対して一切責任を負わないものとします。

(本規約等の変更・廃止)

第17条 当市は、相当の事由があると判断した場合には、にくPAYアカウント保有者の事前の承諾を得ることなく、当市の判断により、本規約等をいつでも変更又は廃止することができるものとします。

2 本規約等を変更又は廃止したときは、にくPAYアカウント保有者に通知し、又は当市のウェブサイトにおける表示により告知するものとします。本規約等の変更の効力が生じた後、にくPAYアカウント保有者が本サービスを利用した場合には、変更後の本規約等に同意したものとみなします。

(にくPAYアカウント保有者間の紛争)

第18条 当市が別途明示的に定めた場合を除き、当市は、にくPAYアカウント保有者が本サービスを利用して行うにくPAYアカウント保有者同士の紛争に関し、当事者、代理人又は仲立人とならないものとします。

2 当市が別途明示的に定めた場合及び当市に責めがある場合を除き、にくPAYアカウント保有者は、にくPAYアカウント保有者間で紛争が生じた場合には、すべてにくPAYアカウント保有者の責任と負担において解決するものとします。また、当該紛争に関して当市が対応費用等（弁護士費用を含みますがこれに限りません。）の支出を余儀なくされた場合、にくPAYアカウント保有者はその全額を当市に支払うものとします。

(知的財産権)

第19条 本サービスにおける文章、イラスト、写真、動画、プログラムその他一切のコンテンツの著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は当市に帰属します。にくPAYアカウント保有者は、あらかじめ当市の書面の承諾を得た場合を除き、これらの複製、改変、公衆送信、販売その他二次利用はできないものとします。

(個人情報等の取り扱い)

第20条 当市は、都城市個人情報保護条例（平成18年条例第29号）、都城市長が管

理する個人情報の保護に関する規則（平成18年規則第31号）、都城市個人情報保護事務取扱要領（平成27年告示第245号）等（以下この条において「条例等」という。）に従って個人情報等を取り扱うものとします。

2 にくPAYアカウント保有者は、本サービスの利用前に、本サービス上で、当市の条例等を必ず確認し、その内容に同意した上で本サービスを利用するものとします。

3 にくPAYアカウント保有者は、本サービスを通じて得た個人情報等に関して、本サービスの利用の範囲内においてのみ利用することができ、それ以外の利用はできないものとします。

（インターネット接続環境）

第21条 本サービスの利用には、インターネットに接続する必要があり、にくPAYアカウント保有者の費用と責任において、本サービスを利用するために必要となる通信回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段を用意するものとします。

2 当市は、前項の機器等の準備、設置、操作に関し、一切保証又は関与せず、にくPAYアカウント保有者に対するサポートも行いません。また、当市は、本サービスがあらゆる機器等に適合することを保証するものではありません。

3 にくPAYアカウント保有者は、本サービスを利用する過程で、種々のネットワークを経由することがあることを理解し、接続しているネットワークや機器の種類等によっては、それらに接続したり、それらを通過するために、データや信号等の内容が変更されたりする可能性があることを理解した上で、本サービスを利用するものとします。

4 にくPAYアカウント保有者がインターネット回線を通じて行う本サービスへの入力、アカウントの閉鎖その他の手続きは、当市のサーバーに当該手続きに関するデータが送信され、当市のシステムに当該手続きの内容が反映された時点をもって有効に成立するものとします。

（端末の盗難・紛失等）

第22条 にくPAYアカウント保有者が本サービスの利用のために使用するスマートフォン等の端末の盗難・紛失があった場合、にくPAYアカウント保有者のアカウント情報が詐取・漏洩にあった場合、その他本サービスの不正利用の可能性が生じた場合、にくPAYアカウント保有者は直ちに当市所定の本サービス利用停止手続を行うものとします。

(損害賠償)

第23条 にくPAYアカウント保有者が本規約に違反した場合、故意過失を問わず、当該にくPAYアカウント保有者が、当該違反により損害を受けたにくPAYアカウント保有者及び第三者に対する損害賠償責任を含む、一切の責任を負うものとしします。また、にくPAYアカウント保有者がかかる違反行為を行ったことにより、当市が損害を被った場合には、当事者は連帯して当該損害を賠償するものとしします。

2 当市は、当市による本サービスの提供の停止、終了又は変更、にくPAYアカウントの閉鎖、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障、にくPAYアカウント保有者が本サービスの利用のために使用するスマートフォン等の端末の盗難・紛失、にくPAYアカウント保有者のアカウント情報の詐取・漏洩等、その他本サービスに関連してにくPAYアカウント保有者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとしします。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用その他の理由により、当市が損害賠償責任の免責を受けない場合であっても、当市の責任は、当市の過失（重過失を除きます。）による債務不履行又は不法行為によりにくPAYアカウント保有者に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の影響に限り、本サービスに関連して過去1年間ににくPAYアカウント保有者が得たにくポイントの総額を上限としします。

(登録事項の変更)

第24条 にくPAYアカウント保有者は、当市所定の登録事項に変更があったときは、当市所定の手続により、当市に通知するものとしします。

2 前項の登録事項に変更があったにもかかわらず、にくPAYアカウント保有者が当市に対して通知していない場合、当市は、登録事項に変更がないものとして取り扱うことができるものとしします。

3 にくPAYアカウント保有者が第1項の通知を行わなかったことにより生じた損害については、当市は一切責任を負わないものとしします。

(通知)

第25条 本サービスに関する当市からにくPAYアカウント保有者への通知・連絡は、当市が運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所への掲示その他、当市が適当と判断する方法により行うものとしします。当市は、個々のにくPAYアカウント保有者に通知及び連絡をする必要があると判断した際、にくPAY

アカウント保有者情報の電子メールアドレスへの電子メール又はアプリケーションのメッセージング機能等を用いて通知及び連絡を行うことがあります。

2 当市からの通知及び連絡が不着であったり遅延したりといったことによって生じる損害について、当市は一切の責任を負いません。

3 にくPAYアカウント保有者が当市に通知、連絡又は問い合わせをする必要が生じた場合、当市ホームページのお問い合わせフォームを利用又はアプリ内のお問い合わせ先へ連絡するものとします。当市は、係る連絡又は問い合わせがあった場合、当市所定の方法により、にくPAYアカウント保有者の本人確認を行うことができるものとします。また、問い合わせに対する回答方法に関しては、当市が適切と考える回答方法を利用することができるものとし、その回答方法をにくPAYアカウント保有者等が決めることはできないものとします。

(契約上の地位)

第26条 にくPAYアカウント保有者は、当市の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与その他の処分をすることはできないものとします。

2 当市が本サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合、当該事業の譲渡に伴い、にくPAYアカウント保有者の本規約に基づく契約上の地位、本規約に基づく権利・義務及びにくPAYアカウント開設に伴い登録された情報その他の情報を、当市は当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、にくPAYアカウント保有者は、かかる譲渡につき、あらかじめ承諾するものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第27条 本規約等の準拠法は日本法とします。

2 本規約等又は本サービスに関する紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年6月1日から施行する。

(この規約の失効)

2 この規約は令和4年2月28日限り、その効力を失う。